

令和3年8月19日

各位

株式会社佐賀銀行

「令和3年8月11日からの大雨による災害」により 借入金の返済が困難になった個人のお客さまへ

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「令和3年8月11日からの大雨による災害」については、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

罹災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当行は、大雨による被害や影響を受けられたお客さまの復興に向け、お客さまの状況に応じたあらゆるサービスを積極的に行ってまいります。お客さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

※ご不明な点につきましては、佐賀銀行本支店窓口にお問い合わせください。

以上

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のHPにリンクしています。)